

令和5年7月20日

令和5年7月18日

自動車局貨物課

「トラックGメン」の創設について

～ 全国 162 名の体制で荷主・元請事業者への監視を強化 ～

2023年6月2日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、発荷主企業のみならず、着荷主企業も含め、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するため、2023年7月21日（金）に「トラックGメン」を創設し、緊急に体制を整備するとともに、当該「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、実効性を確保します。

- トラックドライバーは、他産業と比較して労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が課題。
- 荷主企業・元請事業者の理解と協力の下、荷待ち時間の削減や適正な運賃の収受等により、トラックドライバーの労働条件を改善することが急務。
- 国土交通省では、適正な取引を阻害する行為を是正するため、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等を実施してきたが、依然として荷主等に起因する長時間の荷待ちや、運賃・料金等の不当な据え置き等が十分に解消されていない。
- このため、2023年7月21日に「トラックGメン」を創設。当該「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、実効性を確保。
- 「トラックGメン」の創設に当たっては、国土交通省の既定定員 82 人の既存リソースを最大限活用するとともに、新たに 80 人を緊急に増員し、合計 162 名の体制により業務を遂行。

※ なお、以下の日程で「トラックGメン」に対する辞令交付式を行いますので、撮影を希望される報道機関の方は、以下のアドレスまでお申し込み下さい。

日時：2023年7月21日（金）午前11時45分

場所：国土交通省11階特別会議室 **国土交通省低層棟共用会議室3B** ※会場を再変更しました。

申込先：hqt-truk-gmen_atmark_gxb.mlit.go.jp（※_atmark_を@に置き換えて送信して下さい）

【問い合わせ先】国土交通省自動車局

貨物課 運崎・宮屋敷

代表：03-5253-8111（内線 41302,41332）

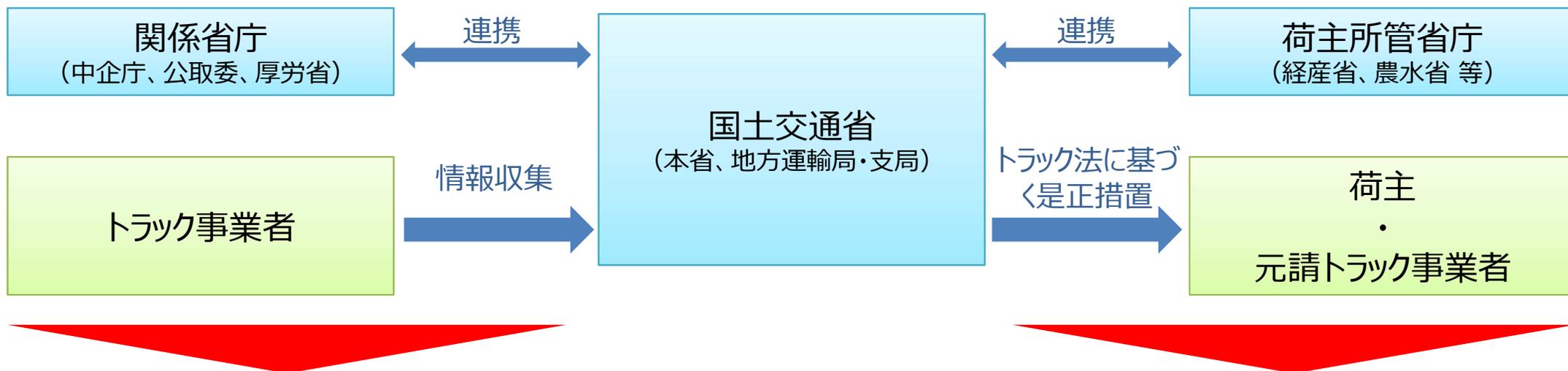
直通：03-5253-8575

トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化

- **トラックドライバー**は、労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が喫緊の課題**。
- 働き方改革の一環として、2024年4月からドライバーに**時間外労働の上限規制（年960時間）**が適用されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、**強力な対応が必要**。
- このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ **令和5年7月21日（予定）、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置**

※緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）



トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

【成立:令和5年6月14日、公布・施行:令和5年6月16日】

改正の目的

- 令和6年4月からの時間外労働の上限規制を見据え、平成30年の議員立法において時限措置として、「標準的な運賃」と「荷主対策の深度化」の制度を創設
- 一方、新型コロナウイルスや原油価格高騰などの影響を受け、トラック事業者の経営状況はいっそう厳しさを増しており、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受等により、労働条件を改善し、担い手を確保するための取組は道半ば
- 働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、「標準的な運賃」や「働きかけ」等の制度を継続的に運用することが必要

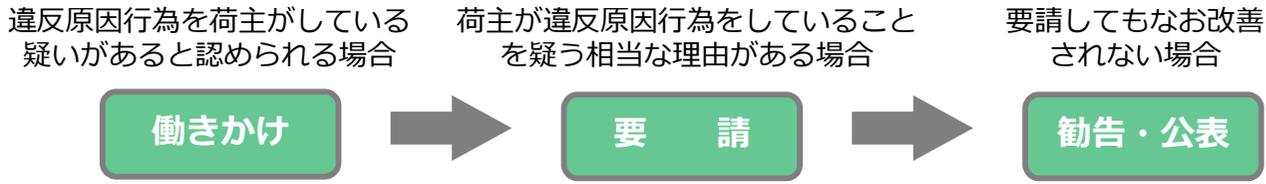
改正の概要

現行

【時間外労働規制が適用される(令和6年3月)までの時限措置】

荷主対策の深度化

トラック事業者の法令遵守に係る国土交通大臣による荷主への働きかけや要請等の規定



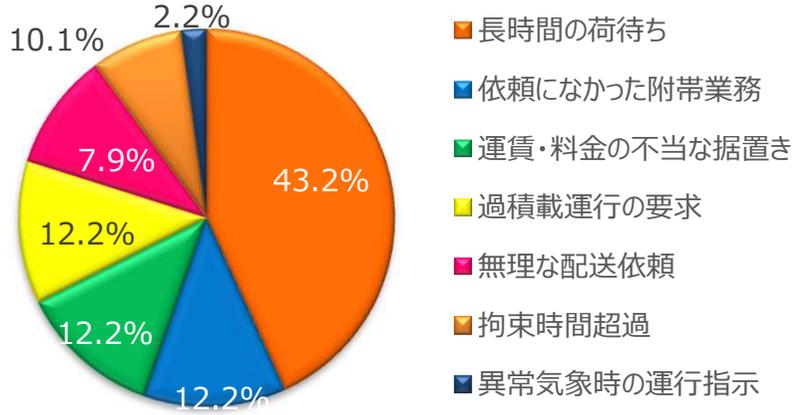
標準的な運賃

運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標としての「標準的な運賃」制度(令和2年4月告示) ⇒ セミナーや各種協議会による周知・浸透

改正後

上記について「当分の間」の措置とする

違反原因行為の割合



「働きかけ」等の実施件数

要請: 4件 働きかけ: 82件

※令和元年7月～令和5年5月末までの累計

令和5年11月7日

物流・自動車局

貨物流通事業課

トラックGメンによる荷主等への監視体制をさらに強化 ～ 「集中監視月間」スタート! ～

- 国土交通省では、「トラックGメン」創設(本年7月)以降、トラック事業者への積極的な情報収集のほか、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」などを全国で実施しています。
- 9月～10月にかけて実施した全トラック事業者を対象にした調査では、長時間の荷待ちや運賃・料金の不当な据置きなどを強いる荷主等の情報が多数寄せられました。
- これらを基に、11月・12月を「集中監視月間」と位置付け、悪質な荷主等に対して、「要請」「勧告・公表」を実施し、監視を強化してまいります。

<集中監視月間における取組>

【悪質な荷主等の監視強化】

- 全トラック事業者を対象にした調査結果(速報)※やこれまで入手した情報を基に、悪質な荷主等に対し、「要請」「勧告・公表」を行い、早急な是正を促してまいります。
※ 参考1「全トラック事業者を対象にした調査結果(速報)」を参照

【関係行政機関との連携強化】

- 厚生労働省の荷主特別対策担当官や中小企業庁の下請Gメン等と連携し、荷主やトラック事業者への合同ヒアリングを実施してまいります。

【情報収集の強化】

- これまでの「要請」事例※を示しつつ、プッシュ型情報収集を実施し、全国のトラック事業者や労働組合、地方適正化事業実施機関からの悪質な荷主等に係る情報収集を強化してまいります。
※ 参考3「要請事例」を参照

(参考)トラックGメンの活動実績(令和5年10月末時点)

貨物自動車運送事業法附則に基づく「働きかけ」を251件(166件)、「要請」を10件(6件)※実施
()内の数字は、トラックGメン発足後(R5.7.21～)の累積実施件数。月当たりの平均実施件数は、発足前の1.8件から57件と大幅に増加。

※ 参考2「働きかけ・要請実施件数(令和5年10月末時点)」及び参考3「要請事例」を参照

【問い合わせ先】 物流・自動車局貨物流通事業課

トラック荷主特別対策室 溝江、渋谷、松倉

代表:03-5253-8111(内線 41353、41334)

直通:03-5253-8576

トラックGメンの「集中監視月間(11月・12月)」における取組と最近の活動実績

- 国土交通省では、**11月・12月**を「**集中監視月間**」と位置づけ、**全トラック事業者を対象にした調査結果**などを基に、関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、「**要請**」「**勧告・公表**」を行い、監視を強化。これにより、ドライバーの労働条件の改善や取引適正化に向けた取組の加速化を図る。

悪質な荷主等への監視強化

全トラック事業者を対象にした調査結果（参考1「全トラック事業者を対象にした調査の概要（速報）」）やこれまで入手した情報を基に、悪質な荷主等に対し、「**要請**」「**勧告・公表**」を行い、早急な是正を促す。

関係行政機関との連携強化

厚生労働省の**荷主特別対策担当官**や中小企業庁の**下請Gメン**等と連携し、荷主やトラック事業者への**合同ヒアリング**を実施。

情報収集の強化

これまでの「**要請**」事例（参考3「要請事例」）を示しつつ、**プッシュ型情報収集**を実施し、全国の**トラック事業者**や**労働組合**、**地方適正化事業実施機関**からの悪質な荷主等に係る**情報収集**を強化。

トラックGメンの活動実績

トラックGメン発足後、貨物自動車運送事業法に基づく措置として、「**働きかけ**」**166件（前月比+46件）**、「**要請**」**16件（前月比+1件）**を実施。（R5.7.21～10.31の実績）（参考2「働きかけ・要請実施件数（令和5年10月末時点）」）、（参考3「要請事例」）

【悪質な荷主等への監視強化】

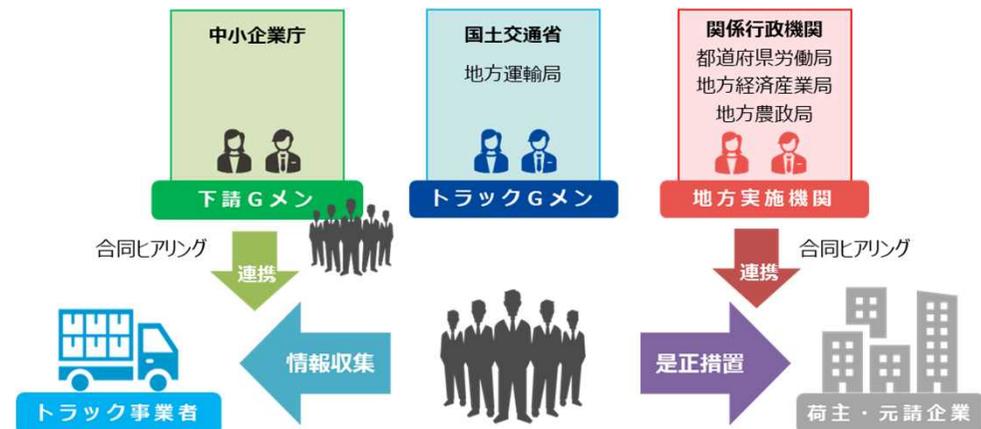
全トラック事業者を対象にした荷主による違反原因行為の調査



集中監視月間
〈11月～12月〉

調査の結果を踏まえた「**要請**」「**勧告・公表**」の集中実施

【関係行政機関との連携強化】



積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



恒常的に長い荷待ち時間

過労運転防止義務違反を招くおそれがあります。



無理な到着時間の設定

最高速度違反を招くおそれがあります。

過積載になるような依頼

過積載運行を招くおそれがあります。



異常気象時の運行指示

輸送安全確保義務違反を招くおそれがあります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附帯作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の**本社**に対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 東北運輸局 自動車交通部 貨物課 022-791-7531



トラックGメン
ポータルサイト

※内容は順次更新中

青森運輸支局 輸送・監査部門 017-739-1501 (音声案内3)
宮城運輸支局 輸送・監査部門 022-235-2517 (音声案内3)
山形運輸支局 輸送・監査部門 023-686-4711 (音声案内3)

岩手運輸支局 輸送・監査部門 019-638-2154 (音声案内3)
秋田運輸支局 輸送・監査部門 018-863-5811 (音声案内3)
福島運輸支局 輸送・監査部門 024-546-0345 (音声案内3)

「トラックGメン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の收受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけ・要請の手順】



【働きかけ後の改善事例】

依頼(契約)になかった附帯作業
(食品製造卸会社・真荷主等)

- 改善策 -
作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結

【要請後の改善事例】

長時間の荷待ち(製造業・発荷主)
働きかけ後の再発により要請実施

- 改善策 -
「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施

目安箱 (具体的イメージ)

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

Q2. 記入例を参考にしながら、ご意見・事例を具体的に記入ください。

トラックの種類	トラックの用途
いつ	何月
荷主	【記入例】
場所	【記入例】
内容	【自由記入欄】

【記入例】

- 記入例1: 「1日」に対して「3時間」以上待たされた
- 記入例2: 当日、予定にない荷物を「2/レット」を追加で積み込まれた
- 記入例3: 「レット荷役」と聞いていたのに「手荷役」だった
- 記入例4: 荷主が高圧洗剤を使用した分の料金負担をする条件であったのに「高圧洗剤を自給」してこなかった

トラックGメンの適切な活動のため、目安箱への投稿をお願いします。

投稿いただきたい内容

- ご意見・事例の分類
 - …長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
 - ご意見・事例の具体的な内容
 - …いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
 - 貨物の種類
 - …加工食品、日用品、機械・機械部品など
 - 発着荷主の業態
 - …農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など
 - 投稿者の情報
 - …会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など
 - ※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。
- ※荷主等(働きかけ・要請の対象)から情報提供元が特定されないように配慮します。